

政令第二百三十七号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の七第一項及び第二項、同条第四項において準用する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百四十七条の六第三項、第七百四十七条の八第一項及び第七百四十七条の九並びに地方自治法第二百四十四条の六第三項、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五条の六第十八項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条及び第五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係」を

「第六章 情

第七章 国

報システム

に、「第七章」を「第八章」に、「第

と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係」

八章」を「第九章」に、「第九章」を「第十章」に、「第十章」を「第十一章」に、「第十一章」を「第十二章」に改める。

第二編中第十一章を第十二章とし、第六章から第十章までを一章ずつ繰り下げ、第五章の次に次の一章を加える。

第六章 情報システム

（地方自治法第二百四十四条の六第三項の指針及び助言の対象から除く執行機関）

第七百七十三条の七 地方自治法第二百四十四条の六第三項に規定する政令で定める執行機関は、公安委員会とする。

第二条 地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

第二編第六章中第七百七十三条の七を第七百七十三条の八とし、同編第五章第十節中第七百七十三条の六を第七百七十三条の七とし、第七百七十三条の五を第七百七十三条の六とする。

第七百七十三条の四中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改め、

同条を第七十三条の五とし、第七十三条の三の次に次の一条を加える。

（特定歳入等の収納）

第七十三条の四 地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 地方税（当該地方税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）

二 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第二十一条の二に規定する地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金

三 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金

四 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第二条第九号に

規定する特別法人事業税に係る徴収金

2 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の五から第五十七条の五の三までの

規定は、地方自治法第二百四十三条の二の七第二項の規定により地方税共同機構に同項に規定する特定
 収納事務を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同
 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十七条の五第一項					
	納付又は納入	特定徴収金の	特定徴収金	納付し、又は納入すべき	
特定徴収金（法第七百四十七条の六 第二項に規定する特定徴収金をいう	納付	特定歳入等の	特定歳入等	納付すべき	地方自治法第二百四十三条の二の七
特定歳入等（地方自治法第二百四十 三条の二の七第二項に規定する特定 歳入等をいう	納付	特定歳入等の	特定歳入等	納付すべき	地方自治法第二百四十三条の二の七
第五十七条の五第三項	特定徴収金の収納の事務				

	第五十七條の五の二第一項		第五十七條の五の二第二項及び第三項	第五十七條の五の二第四項	第五十七條の五の三
	法第七百四十七條の六第三項	同項に規定する特定徴収金の収納の事務	特定徴収金	特定徴収金の収納の事務	法第七百四十七條の八第一項及び第
第二項に規定する特定収納事務（次条第一項及び第四項において「特定収納事務」という。）	地方自治法第二百四十三條の二の七第四項において準用する法第七百四十七條の六第三項	特定収納事務	特定歳入等	特定収納事務	地方自治法第二百四十三條の二の七

	七百四十七条の九	第四項において準用する法第七百四十七条の八第一項及び第七百四十七条の九
第五十七条の五の三第一号	法第七百四十七条の八第一項	地方自治法第二百四十三条の二の七第四項において準用する法第七百四十七条の八第一項

第二百十条の十中「(昭和二十五年政令第二百四十五号)」を削る。

第二百十条の十二第一項中「(平成三十一年法律第三号)」を削る。

(公職選挙法施行令の一部改正)

第三条 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改め、

「第二百五十一条の七第一項」の下に「、第二百五十二条の二十六の三、第二百五十二条の二十六の四第

二項、第二百五十二条の二十六の五第三項、第二百五十二条の二十六の六、第二百五十二条の二十六の

八、第二百五十二条の二十六の九第一項、第二百五十二条の二十六の十」を加え、同条第二項中「第七十三條の四第一項」を「第七十三條の五第一項」に改める。

（地方公営企業法施行令の一部改正）

第四条 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「第二百四十三條の二の八」を「第二百四十三條の二の九」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第五条 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「及び第二百四十三條の二の七第一項」を「第二百四十三條の二の七第八項及び第二百四十三條の二の八第一項」に改め、同條の表第二百四十三條の二の六第三項の項の次に次のように加える。

第二百四十三條の二の七第二項第一号	住民	合併特例区の区域内に住所を有する者
-------------------	----	-------------------

第二百四十三條の二の 七第八項	普通地方公共団体の長及び	合併特例区の長及び合併特例区を設 けている合併市町村の長並びに
--------------------	--------------	------------------------------------

第四十四條の表第二百四十三條の二の七第一項の項中「第二百四十三條の二の七第二項の項中「第二百四十三條の二の七第三項」を「第二百四十三條の二の八第二項」に改め、同表第二百四十三條の二の七第三項の項中「第二百四十三條の二の七第三項」を「第二百四十三條の二の八第三項」に改め、同表第二百四十三條の二の八第一項の項中「第二百四十三條の二の九第一項」に改め、同表第二百四十三條の二の八第三項及び第四項の項中「第二百四十三條の二の八第三項」を「第二百四十三條の二の八第三項」に改め、同表第二百四十三條の二の八第八項の項中「第二百四十三條の二の八第八項」を「第二百四十三條の二の九第八項」に改め、同表第二百四十三條の二の八第九項の項中「第二百四十三條の二の八第九項」を「第二百四十三條の二の九第九項」に改める。

第五十條第一項中「第七十三條の六まで」を「第七十三條の七まで」に、「第七十三條の四及び第七十三條の六」を「第七十三條の五及び第七十三條の七」に改め、同項の表第七十三條の四

第一項の項中「第百七十三条の四第一項」を「第百七十三条の五第一項」に、「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改め、同表第百七十三条の四第一項第一号の項中「第百七十三条の四第一項第一号」を「第百七十三条の五第一項第一号」に、「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改め、同表第百七十三条の四第一項第二号の項中「第百七十三条の四第一項第二号」を「第百七十三条の五第一項第二号」に改め、同表第百七十三条の四第二項の項中「第百七十三条の四第二項」を「第百七十三条の五第二項」に改め、同表第百七十三条の四第三項の項中「第百七十三条の四第三項」を「第百七十三条の五第三項」に、「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改め、同表第百七十三条の四第三項第一号の項中「第百七十三条の四第三項第一号」を「第百七十三条の五第三項第一号」に改め、同表第百七十三条の四第三項第二号の項中「第百七十三条の四第三項第二号」を「第百七十三条の五第三項第二号」に改め、同表第百七十三条の四第三項第三号の項中「第百七十三条の四第三項第三号」を「第百七十三条の五第三項第三号」に改め、同表第百七十三条の四第四項の項中「第百七十三条の四第四項」を「第百七十三条の五第四項」に改め、同表第百七十三条の六の項中「第百七十三条の六」を「第百七十三条の七」に改める。

附 則

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中公職選挙法施行令第一条の二第一項の改正規定（「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改める部分を除く。） 公布の日

二 第一条の規定 令和八年四月一日

理 由

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、特定歳入等の収納に関する手続等を定めるとともに、サイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に係る総務大臣の指針及び助言の対象から除く執行機関を定める等の必要があるからである。